

参考資料：こども家庭庁等について

- 1 令和5年度こども家庭庁関連予算
- 2 こども家庭庁組織体制の概要
- 3 こども家庭庁関連施策スケジュール
- 4 徳島県計画（こども政策）一覧

こども家庭庁プレサイト



令和5年度 こども家庭庁関連予算の全体像

○令和5年度のこども家庭庁当初予算案(一般会計・特別会計)は、4.8兆円。令和4年度第2次補正予算で前倒して実施するもの等を含めれば、5.2兆円規模。

(単位：億円)

区分	令和5年度 当初予算案	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一般会計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合計	48,104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

(参考1)対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の待遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

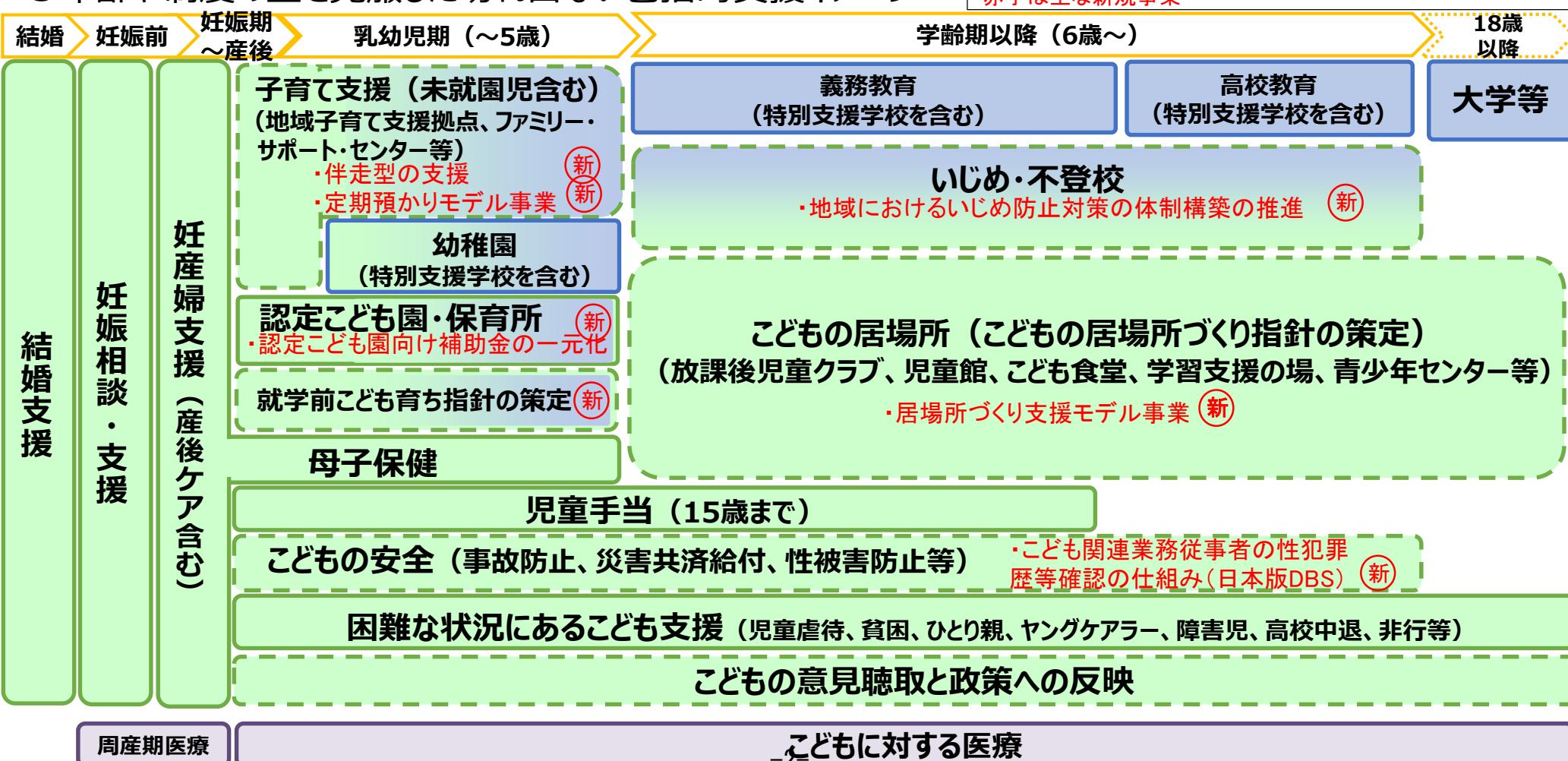
(参考2)上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ



令和5年度 こども家庭庁関連予算のポイント

※金額は、令和5年度当初予算案と
令和4年度第2次補正予算の合計

子どもの視点に立った司令塔機能の発揮、子ども基本法の着実な施行

- **子ども大綱の策定・推進** 1. 4億円
 - 子ども大綱の策定と周知のための情報発信
 - 地方自治体こども計画策定支援事業
- **子ども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発** 0. 3億円
 - 子ども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討
- **子どもの意見聴取と政策への反映** 2. 3億円（うちR4補正0. 5億円）
 - 子ども・若者意見反映推進事業（一部補正）
- **子ども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実** 0. 5億円
 - 子ども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

全ての子どもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 3兆6, 050億円（うちR4補正1, 920億円）
 - 子ども・子育て支援新制度の推進（一部補正）
 - ・子どものための教育・保育給付等（チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減）
 - ・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善（※）
令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（※）放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。
 - 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進（一部補正）
 - 保育の受け皿整備・保育人材の確保等（一部補正）
 - ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進（再掲）
 - ・保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - 放課後児童クラブ等のICT化の推進（補正）
 - 認定こども園向け施設整備補助金の一元化（一部補正）
 - 就学前の全ての子どもの育ちを支える指針の策定・普及等
- **子どもの居場所づくり支援** 1, 438億円の内数（うちR4補正58億）
 - 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進（一部補正）（再掲）
 - N P O等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業の実施（補正）
 - 「こども食堂」等に対する支援（一部補正）
- **子どもの安全・安心** 286億円（うちR4補正262億円）
 - こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の導入に向けた検討
 - 災害共済給付事業
 - 預防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえた子どもの安全確保の推進
 - 「子どもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進（補正）
 - 児童福祉施設等の災害復旧への支援（補正）

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 100億円（うちR4補正90億円）
 - 地域少子化対策重点推進交付金（一部補正）
- **子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信** 2. 5億円
 - 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 1, 905億円（うちR4補正1, 374億円）
 - 妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
 - 全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援
 - 都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援
 - 母子保健情報デジタル化実証事業の実施（補正） 等
- **高等教育の無償化** 5, 311億円
 - 高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進** 1, 721億円の内数（うちR4補正45億円）
 - 保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による児童虐待防止対策の強化
 - 児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、A I を活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進（補正）
 - 包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実
 - 未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進** 1, 694億円（うちR4補正30億円）
 - 必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進
 - 困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援（補正）
- **障害児支援体制の強化** 4, 745億円の内数
 - 児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** 2. 1億円
 - 首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行なうほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 216億円の内数
 - ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
- **潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進** 12億円（うちR4補正12億円）
 - 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業（補正）

<参考> この外、こども政策に関連する主なものとしては、厚生労働省において、出産育児一時金（医療保険制度）の増額（42万円→50万円）を実施。また、育児休業給付（0.8兆円）を確保。

子ども家庭庁組織体制の概要

令和4年12月23日
※ 組織の名称は仮称

1. 概 要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局				施設等機関（国立児童自立支援施設）			合 計
	長官官房	こども成育局	こども支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名	430名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名	+43名

(※) 内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、審議官（こども成育局担当）、審議官（こども支援局担当）※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】。
※この外、審議官（総合政策等担当）《充て職・3年期限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

- 長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、子どもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

こども成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

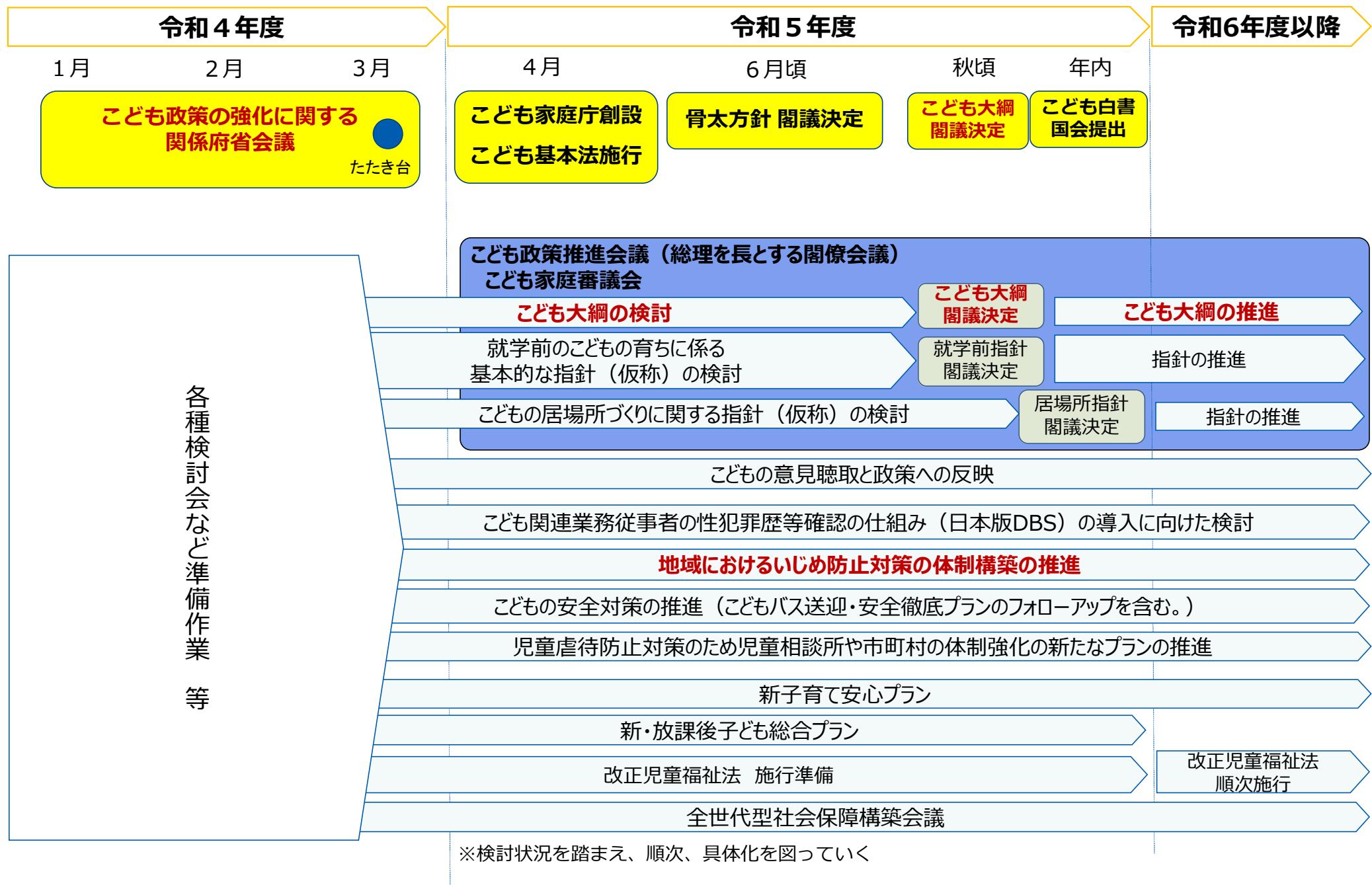
- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全ての子どもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全ての子どもの居場所づくり
- 子どもの安全 など

こども支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- 子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）



徳島県計画(こども政策)一覧

	徳島県計画名	期間		関連会議	一般計画名	根拠		備考
1	第2期徳島はぐくみプラン (後期計画)	R2～R6	5年	少子化対応県民会議	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	任意	少子化社会対策大綱 →こども大綱 行動計画策定指針
					子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画	徳島県子どものはぐくみ条例	義務	
					子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法	努力義務	子供の貧困対策に関する大綱 →こども大綱
2	とくしま青少年プラン2022	R4～R8	5年	青少年健全育成審議会	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	努力義務	子供・若者育成支援推進大綱 →こども大綱
					青少年の健全な育成に関する基本計画	徳島県青少年健全育成条例	義務	
3	第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画	R2～R6	5年	社会福祉審議会児童福祉専門分科会(徳島県版「子ども・子育て会議」)	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	義務	
						新・放課後子ども総合プラン(通知)	義務	子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこと
4	徳島こども未来応援プラン	R2～R6	5年	徳島県社会的養育推進計画検討会	社会的養育推進計画	児童福祉法		都道府県社会的養育推進計画の策定要領
					児童虐待防止計画	児童虐待の防止等に関する法律		
5	徳島県ひとり親家庭等自立促進計画	R2～R5	4年	徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	義務	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
	—	—	—	—	こども計画	こども基本法	努力義務	こども大綱(R5国策定予定)

<こども基本法>

第9条(こども施策に関する大綱)

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

第10条(都道府県こども計画等)

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。